

笛吹市告示第 132 号

令和 8 年度笛吹市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

笛吹市長 山 下 政 樹

令和 8 年度笛吹市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新婚世帯の新生活を支援することで、少子化対策及び子育てしやすいまちづくりを推進するため、新婚世帯が市内で新生活を開始する上で要する費用に対して結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象世帯)

第 2 条 補助金の交付対象世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 補助金の交付決定を受けようとする年度(以下「交付決定年度」という。)の前年度の 1 月 1 日以後に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦であること。

(2) 婚姻日において夫婦のいずれもが 39 歳以下であること。

(3) 最新の所得証明書により確認できる世帯の所得が 500 万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っているときは、当該世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が 500 万円未満であること。

(4) 次に掲げるいずれかの講座等を交付決定年度内に夫婦ともに受講又は相談していること。

ア ライフデザイン支援講座(幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・共育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)

(5) 補助金の交付の対象となる住居(次号において「対象住居」という。)が市内に位置し、かつ、第 5 条の規定による申請を行う日において夫婦の双方又は一方が当該住居を住民票の住所としていること。

(6) 対象住居の賃借費について、公的制度による補助を受けていないこと。

- (7) 夫婦のいずれもが市税(転入者については、転入前の住居地における市区町村税を含む。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (8) 夫婦のいずれもが笛吹市暴力団排除条例(平成 24 年笛吹市条例第 1 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有する者でないこと。
- (9) 夫婦のいずれもが、国が定める地域少子化対策重点推進交付金実施要領別記 2 に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に当該補助を受けていた夫婦が離婚し、その一方が再婚した場合において、その離婚日が再婚姻日から起算して 1 年を経過しているときは、この限りでない。
- (10) 夫婦の双方又は一方が、補助金の交付を受けた日から 5 年を超えて市内に定住する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定年度の前年度においてこの要綱に基づく補助金を受け、かつ、当該補助金の額が第 4 条第 1 項に規定する上限額に満たなかった世帯(以下「継続世帯」という。)は、補助金の交付対象世帯とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の補助対象経費は、次の各号に掲げる経費のうち交付決定年度内に支出したものとし、これらの経費の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住居費 婚姻を機に自己の住居として新たに要した次に掲げる費用とし、これらの内容は、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 取得費 住居の購入又は新築に要した費用をいう。

イ 改修費 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事の費用(外構に係る工事の費用並びに家電の購入及び設置に係る費用を除く。)をいう。

ウ 賃借料 賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料(鍵交換、清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料又は更新料が賃貸借契約書に記載があり契約条件となっているときは、当該費用を含む。)をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されているときは、当該手当の額を控除した額とする。

(2) 引越費用 婚姻を機に引越した際に、引越業者、運送業者等への支払に要した費用をいう。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費の全額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1 世帯当たり 30 万円(婚姻日にお

いて夫婦のいずれもが 29 歳以下である場合は 60 万円)を上限額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、継続世帯の補助金の上限額は、前年度における補助金の上限額から前年度に交付を受けた補助金の額を差し引いて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (2) 申請世帯全員の住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
- (5) 住宅の売買契約書の写し(住居費における購入の場合に限る。)
- (6) 住宅の請負契約書の写し又はこれに相当するもの(住居費における新築又は改修の場合に限る。)
- (7) 住宅の賃貸借契約書の写し(住居費における賃貸借の場合に限る。)
- (8) 申請世帯の給与所得者全員の住宅手当支給証明書(様式第 2 号)
- (9) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類
- (10) 講座等を受講又は相談したことが分かるもの
- (11) 市税の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により、不適当と認めるときは結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第 4 号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第 7 条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書(様式第 5 号)に第 5 条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を

審査し、適当と認めるときは結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書(様式第 6 号)により、不適当と認めるときは結婚新生活支援事業補助金変更不承認通知書(様式第 7 号)によりその理由を付して、承認申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 8 条 交付決定者は、速やかに結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でない
と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 9 号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、結婚新生活支援事業補助金返還命令書(様式第 10 号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までにされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。